

個人事業主の皆様へ

確定申告無料相談受付中 青色申告で節税しよう！

青色申告にはこんなメリットがあります。

- 最大で65万円の控除が受けられる。
- ご家族へ支払った給与が経費として認められる。
- 過去の損失があれば、今年の利益と相殺できる。

(注) 白色申告の場合はこれらの特例は受けられません。



青色申告の申請には期限がありますのでご相談はお早めに。まずはこちらにお電話ください。

税理士法人 岡本会計事務所

〒561-0812 大阪府豊中市北条町2-6-3 岡本ビル（駐車場あり）

TEL 0120-86-1047

